

南相馬市屋内遊び場条例等の概要

1 条例制定の趣旨

屋内において遊具等を通じた運動と多様な遊びの場を提供し、もって子どもの体力向上と健全育成を図るとともに、利用者相互のコミュニケーションの促進を図ることを目的とする「南相馬市屋内遊び場」の設置にあたり、必要な条例及び施行規則を制定するもの。

2 屋内遊び場の概要

- ◎施設名称 小高区子どもの遊び場
- ◎位置 南相馬市小高区関場一丁目 1 番地の 1
- ◎施設 次の 2 施設で構成する。（詳細は別添資料 2 - 2 のとおり）
- ・ A 棟（新築遊び場） わいわいエリア、すくすくエリア、よちよちエリア、交流スペース
 - ・ B 棟（旧小高幼稚園）遊戯室 1、遊戯室 2、多目的室、交流スペース
- ◎配置図 別添資料 2 - 2 のとおり
- ◎管理運営形態 指定管理者制度を予定（令和 3 年 4 月より）

3 設置条例の概要

(1) 基本構成

◎今般設置する遊び場施設は、既存の遊び場施設とその施設形態、用途、管理運営方式等に差異があることから、既存の遊び場条例とは別立てとした、新たな設置条例及び同条例施行規則を制定する。

施設名・位置	施設形態	用途	管理運営	根拠条例
・ わんぱくキッズ広場 (原町区高見町) ・ かしまわんぱく広場 (鹿島区鹿島)	全天候型 (膜屋根 +人工芝)	フリースペース、複 合遊具等	・ 人員配置なし ・ 開館時間等の 定めなし	南相馬市子ども の遊び場条例
南相馬みんなの遊び場 (鹿島区鹿島)	完全 屋内型	屋内砂場	・ 直営（会計年 度任用職員） ・ 9:00～16:30	南相馬市みんな の遊び場条例
小高区子どもの遊び場 (小高区関場)	完全 屋内型	アスレチック遊具、 室内遊び場	・ 指定管理者 ・ 10:00～17:00	南相馬市屋内遊 び場条例

◎施設の管理運営については、民間のノウハウ等を活用したサービス向上及び効率的な経営等を推進する観点から、指定管理者制度の導入を予定している。そのため、条例に盛り込む条項等については、指定管理者による管理を前提としたものとして策定する。（各条項については、市の指定管理者に係る準則及び指定管理者制度導入している市内公共施設の設置条例を参考に制定。）

(2) 個別条項（主なもの）

◎第1条～第4条（設置目的、名称及び位置、施設構成、実施する事業）

◎第5条関係（利用者の範囲）

- ・小学生以下の者及びその保護者
- ・子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- ・その他市長が適当と認める者

※ 交流スペース、多目的室は利用者の範囲を限定しない。

◎第6条関係（休館日）

- ・毎週火曜日

※ 子どもの利用に供する公共施設の休館日の多くが月曜日であることから、月曜日に子どもが利用できる施設とするよう配慮

- ・年末年始（12月29日～1月3日）

◎第7条（開館時間）

午前10時～午後5時

※ 県内・近県の公設遊び場事例等を参照し、混雑時の利用時間上限設定・利用者入替（午前中に1クール、午後に2クール）に対応可能な時間枠とする。

◎第8条～第12条、第25条～第28条（利用・物品販売の許可等、利用料金）

- ・A棟、B棟ともに利用料金は無料とする。
- ・B棟中「多目的室」（旧小高幼稚園遊戯室）については、99.2㎡と、一定の広さとステージ等設備を有するなど、イベント、セミナー、会議等での活用が見込めることから、許可行為に基づく占有及び目的外利用を可能とし、その際には利用料金を徴することとする。（指定管理者の収入とする。）

利用料金（占有時）	摘要
200円	1時間当たり

※ 単価については、浮舟文化会館（研修室、和室、多目的室、創作室）及び小高区復興拠点施設（北2棟和室、多目的室）の使用料200円との均衡を図った。

※ 市・県・国の事業、幼稚園・保育園・小学校等の行事、子どものための事業等は全額免除

- ・物品の販売、寄附の勧誘、広告物の開示等を行う場合にも許可を要することとする。

◎第13条、第14条（原状回復の義務、損害賠償）

◎第15条～第24条、第30条（指定管理者による管理等）

◎第29条（入場の制限）

◎第31条（市長による管理）

◎第32条（委任）

◎附則（利用料金の免除）

障がい者とその介助者が、多目的室を目的外利用する際の利用料金を免除するため、南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料の免除

に関する条例の一部を改正。（同条例第2条に、免除の対象となるよう施設名を追記）

「南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料の免除に関する条例」

第2条

新旧対照表（案）

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
（略）	（略）	（略）	（略）
（仮称）小高区子ども遊び場	南相馬市屋内遊び場 設置条例（令和2年南 相馬市条例第●●号） 第25条に規定する利 用料金		

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

5 設置スケジュール

（1）施設関係

令和元年度 実施設計、地質調査
 令和2年4月 建築主体・電気設備・機械設備工事等着工
 令和3年2月 工事完了
 3月 供用開始

（2）例規関係

6月26日 企画調整会議
 6月30日 庁議
 7月22日 小高区地域協議会諮問（原町区、鹿島区は報告）
 8月 7日 法規審査会
 9月 市議会上程（条例、債務負担行為）
 9月25日～
 10月26日 指定管理者公募
 11月10日 指定管理者候補者プレゼンテーション審査
 12月 市議会上程（指定管理者選定）

6 その他

後日、施設の愛称募集を予定

南相馬市屋内遊び場施設の概要

1. 整備に関する基本的考え方について

- ・東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故の影響により、市内では外遊びに対して不安を抱く子育て世代が急増した。
- ・また、近年全国的に頻発する異常気象により、熱中症を誘発する猛暑や急な豪雨・大雪等、安心して外遊びを行うことが厳しい状況にある。
- ・こうした中、子育て世代が安心して暮らすことができる環境の整備と併せ、震災後体を動かす機会が減少し、全国平均と比較して体力の低下や体重の増加が懸念される市内の子どもたち（特に小高区の子どもたち）の体力向上及び肥満児の減少に向けた健康づくり、併せて親子が集い、交流ができるスペースを確保し、保護者同士のコミュニケーションの活性化等を目的として、完全屋内型の子どもの遊び場を整備する。

2. 施設の概要

(1) 位置等

設置場所	南相馬市小高区関場一丁目1番地の1
敷地面積	2,802.7 m ²
施設名称 及び棟区分	小高区子どもの遊び場 A棟（新築施設。988.6 m ² ） B棟（旧小高幼稚園。369.7 m ² ）
供用開始	令和3年3月予定（4月1日より指定管理予定）

(2) 施設情報

【施設1】A棟（現在整備中。令和3年2月竣工予定）



完成予想図

構造・階	木造フッ素ガルバリウム鋼板葺2階建
延床面積	988.6 m ² （1階883.2 m ² 、2階105.4 m ² ）
事業予算額	574,184千円（令和元年度及び令和2年度）
対象児童	乳幼児～小学生程度
間取り等	【プレイスペース（806.8 m ² ）】 衝突事故等防止のため、年齢別エリア分けを実施

	【その他エリア（181.8㎡）】 出入口ホール、ロッカーコーナー、トイレ、自販機コーナー、廊下、事務スペース、倉庫、授乳室、交流スペース等
設置遊具	①わいわいエリア 対象：主に小学生以上の児童 遊具：ネット遊具、エアー遊具、回転遊具、ボルダリング、ロープウェイ、すべり台等 ②すくすくエリア 対象：3～5歳児 遊具：バランス感覚を養う遊具やクッション性のあるブロック、ままごと家具等 ③よちよちエリア 対象：0～2歳児 遊具：乳幼児が体を動かせる遊具（ハイハイ等）、知能遊具等

【施設2】B棟（旧小高幼稚園）



建設年月	平成7年3月（平成25年8月に一部改修）
構造・階	鉄骨造平屋建て
事業予算額	10,000千円（令和2年度施設改装）
延床面積	369.7㎡
間取り等	【多目的室】 99.2㎡ 【遊 戯 室】 98.0㎡（49.0㎡×2室） 【そ の 他】 172.5㎡（事務スペース、玄関、ホール、トイレ、廊下、倉庫外）
設置遊具	玩具、絵本等
特記事項	・親子がゆっくりと遊び・くつろげる屋内遊び場化のための施設改装を実施 ・「話す・遊ぶ・造る」の3つのゾーニング ①交流スペース（会話・喫茶ゾーン） 飲食可能なカフェスペース 親子や利用者同士のおしゃべり、くつろぎの場 ②遊戯室（遊び場ゾーン） 木材を基調とした、ゆっくりと落ち着いて遊べるスペース

	(床面木材フローリング化、木の遊具・オブジェの設置) <u>③多目的室（工作・ワークショップ・イベントゾーン）</u> 工作、ワークショップなど子どもの創作意欲を刺激する体験の場のほか、イベント、講演、研修など多様な使い方ができるスペース
--	--

【その他】屋外遊具及び駐車場

- ・屋外遊具：ブランコ、雲梯、ジャングルジム、砂場、複合遊具等
- ・駐車場：敷地内25台分（このほか遊び場近隣地に別途駐車場を整備）

3. 設備等の充実・強化

（1）空調設備の拡充

- ・本事業の実施にあたり、事業の対象となる未就学児及び小学生の保護者から丁寧に意見をくみ取りながら事業構築を行ったところ、近年の異常気象（特に猛暑時）の中で遊ばせることへの不安等が多く寄せられた。
- ・県内外の類似施設を視察した結果、いずれの施設においても空調設備について強く配慮されている状況を参考とし、本市の施設においても空調設備を拡充することとした。

（2）小高4小学校児童の安全確保（フェンス設置・一方通行）

- ・当該遊び場整備予定地については、小高4小学校の校庭と隣接した場所であることから、小学校と協議した結果、自動車の進入を規制するフェンスの設置や、敷地内の自動車の通行を一方通行とするための対応を図った

（3）屋根構造材の検討

- ・屋根材について、既存の「わんぱくキッズ広場（原町区）」「かしまわんぱく広場（鹿島区）」と同様に、膜素材の屋根と通常の金属屋根とを比較するなどし、設計を進めていたが、膜素材は、金属材と比較してイニシャルコストが嵩む（膜：25～45 千円/㎡、金属：7～13 千円/㎡）こと、ランニングコストにおいても金属材が優位であることから、金属材を採用することとした。

（4）太陽光発電設備の導入

- ・費用の更なる抑制を図るため、市再生可能エネルギー推進ビジョンに基づき、太陽光発電設備を導入することとした。

4. 公共事業評価委員会について

上記3を踏まえ設計を進めた結果、事業費が5億円以上となることから、南相馬市公共事業評価実施要綱の規定に基づき、令和2年1月17日に公共事業評価委員会に諮問し、以下のとおりの答申をいただいた。

【評価結果】

- ・必要性・有効性がともに認められる。

【付帯意見】

- (1) 本施設が有効となるために、衛生面・安全面を含めて総合的に運営できるような団体及び人材の確保に努めること。
- (2) 健康増進以上に、コミュニティの形成に資する施設となるよう努めること。

【対応方針】

上記評価結果及び付帯意見に対する対応方針は、次のとおりとする。

- (1) 他の類似施設の運営体制等を参考としながら、安全かつ適切な運営を実践できる団体の探索に努める。

また、運営団体が決定した後は、安全確保及び衛生対応の徹底はもとより、子どもたちに対して意図的に運動する機会をつくり出し、魅力的な遊びを考える役割を担う「プレイリーダー」の養成を促すなど、より魅力的な遊び場となるよう働きかける。

- (2) 本施設について、小高区内の子どもだけでなく区外及び市外からの利用も促進することにより、遊びを通じた交流が図られるよう努める。

また、保護者同士の交流も促進するため、特に小高幼稚園舎については、保護者にとって居心地の良い空間づくりに努め、繰り返し訪れたくなる施設づくりを目指す。

5. 事業費概算

(1) 建築工事費等

項 目	金額	予算計上
実施設計（地質調査費を含む）	28,397 千円	令和元年度
本體工事費 （電気設備、機械設備、遊具、外構工事を 含む）	528,991 千円	令和2年度
その他工事関連経費	3,355 千円	
工事監理費	13,441 千円	
小高幼稚園園舎改修費	10,000 千円	
計	584,184 千円	

※ 特定財源「福島再生加速化交付金（建設費分。国：補助率 1/2）」を活用

(2) ランニングコスト見込み

ア 収入（利用料金）

項目	内訳	金額	備考
多目的室	2 時間×4 回/月×12 月	19 千円	占有利用の場合に限る

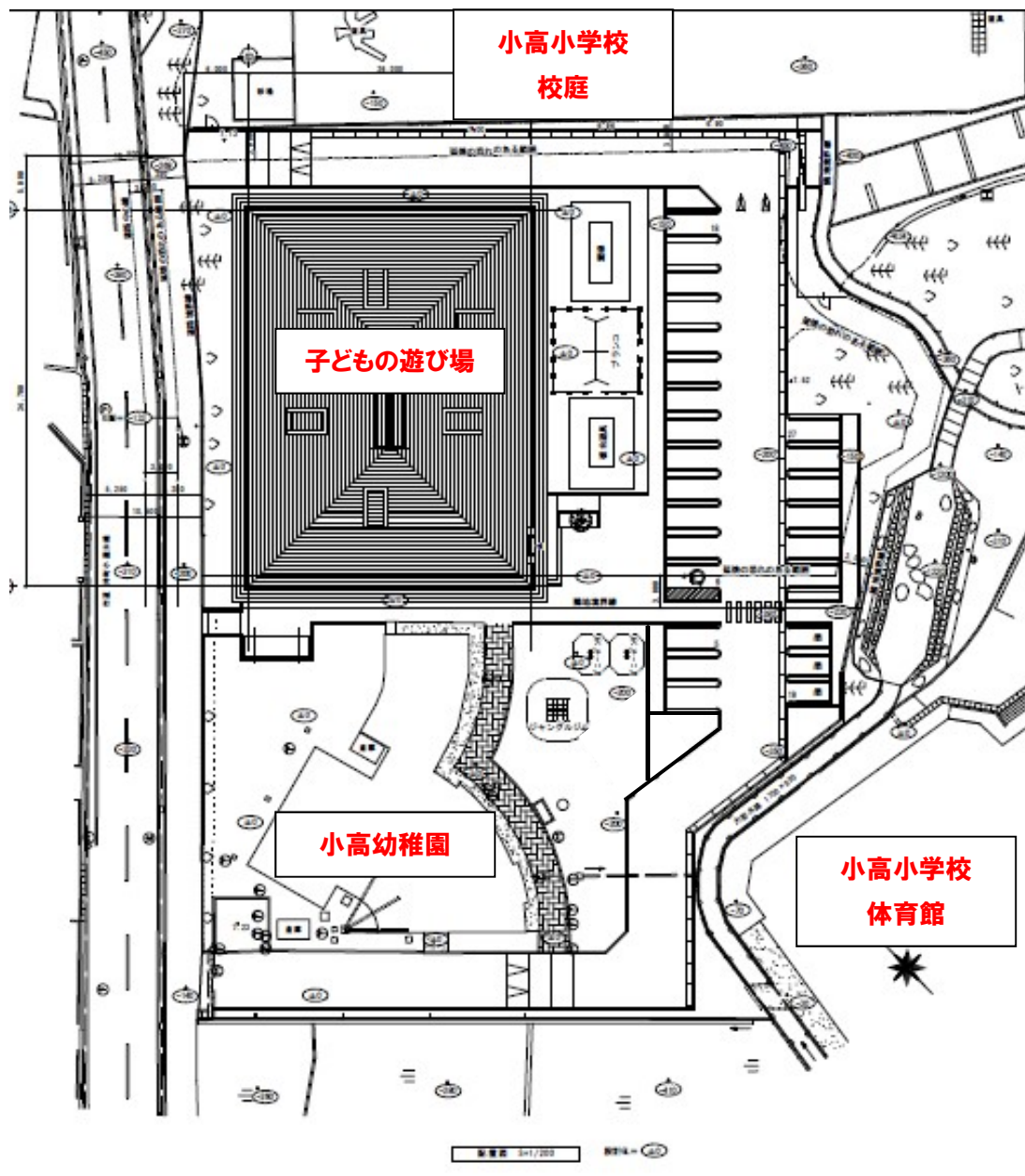
イ 支出

項目	内訳	金額	備考
人件費	施設管理者、副管理者、 プレイリーダー２名、 施設管理人、スタッフ ２名	21,700 千円	
光熱水費	電気 水道	4,500 千円	
その他施設管理 運営費	消耗品費 修繕料 委託料 賃借料 備品購入費ほか	6,800 千円	遊具点検・保守 等
計		33,000 千円	

ウ 指定管理料等

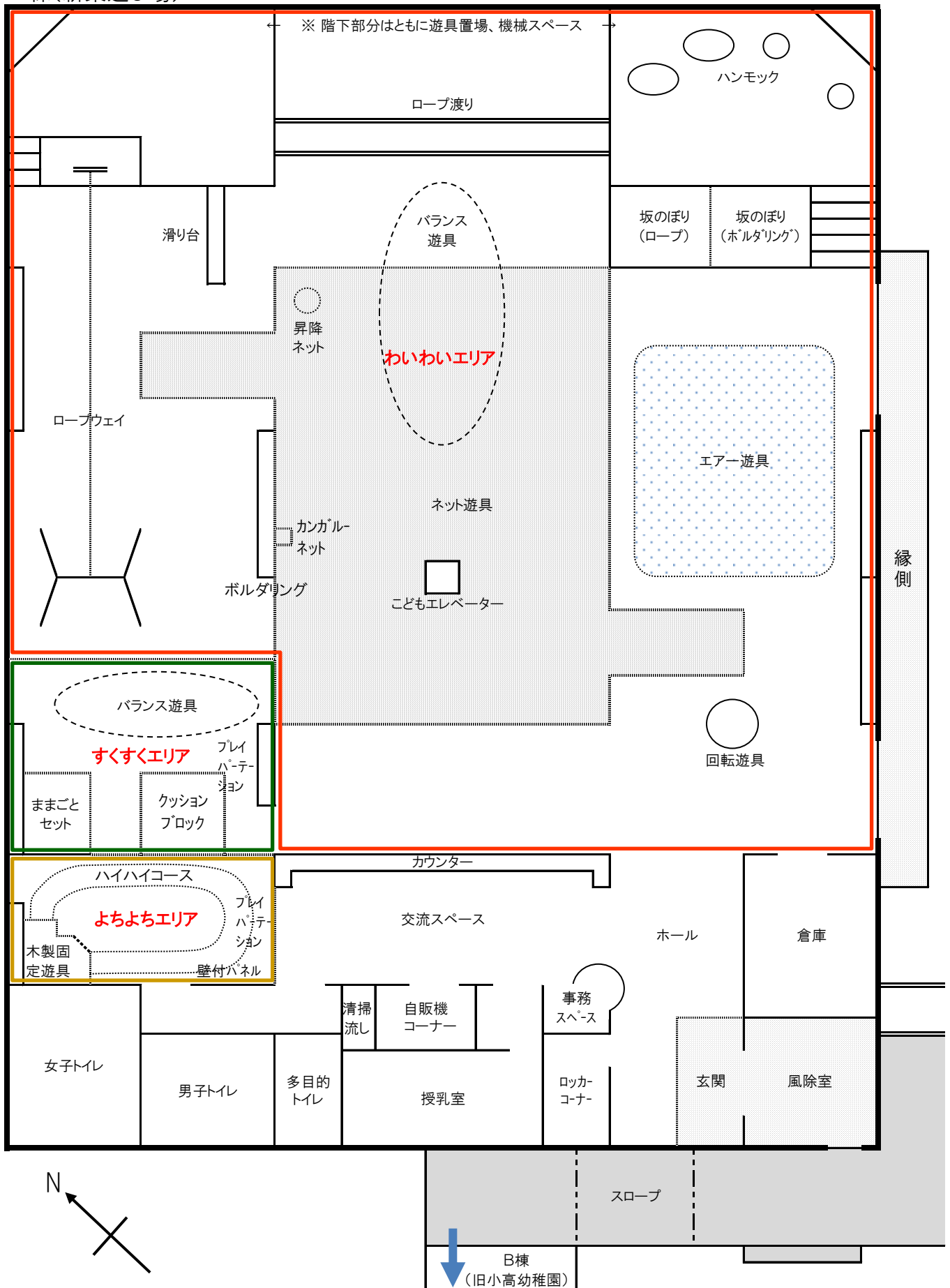
収支比較し、不足する経費について指定管理料として支払いを予定

＜小高区子どもの遊び場配置イメージ図＞

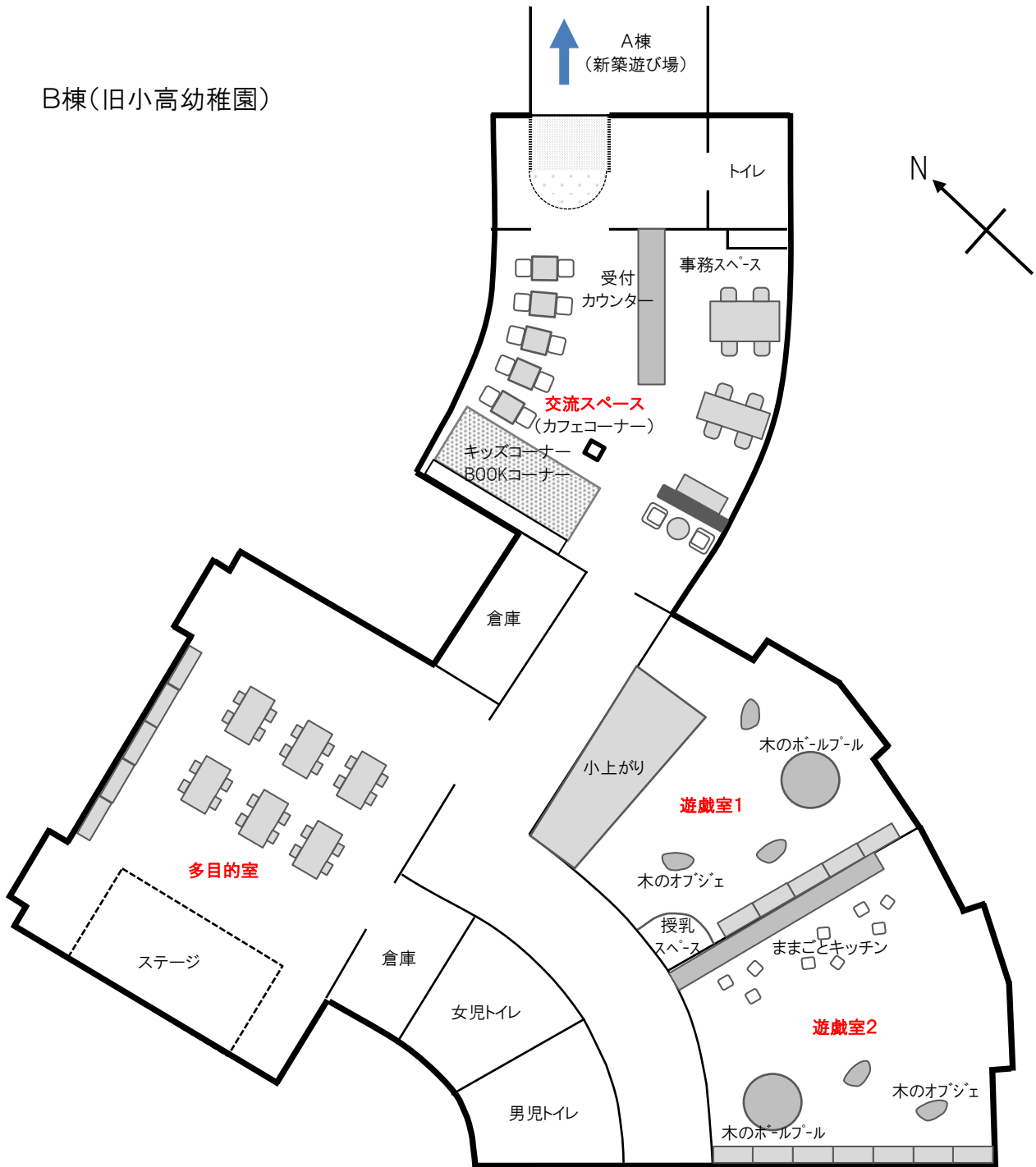


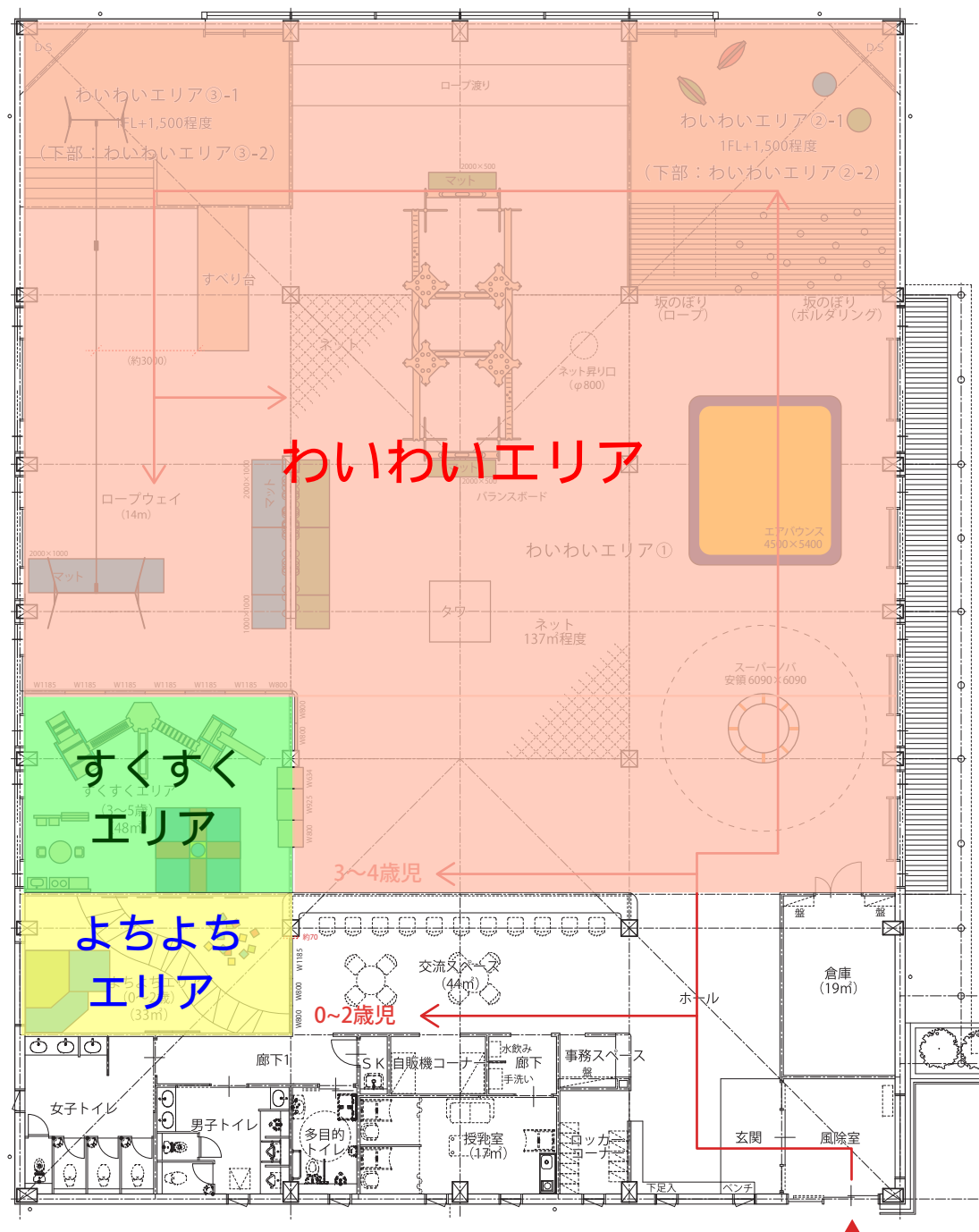
小高区子どもの遊び場間取り図

A棟(新築遊び場)



B棟(旧小高幼稚園)





— 動線

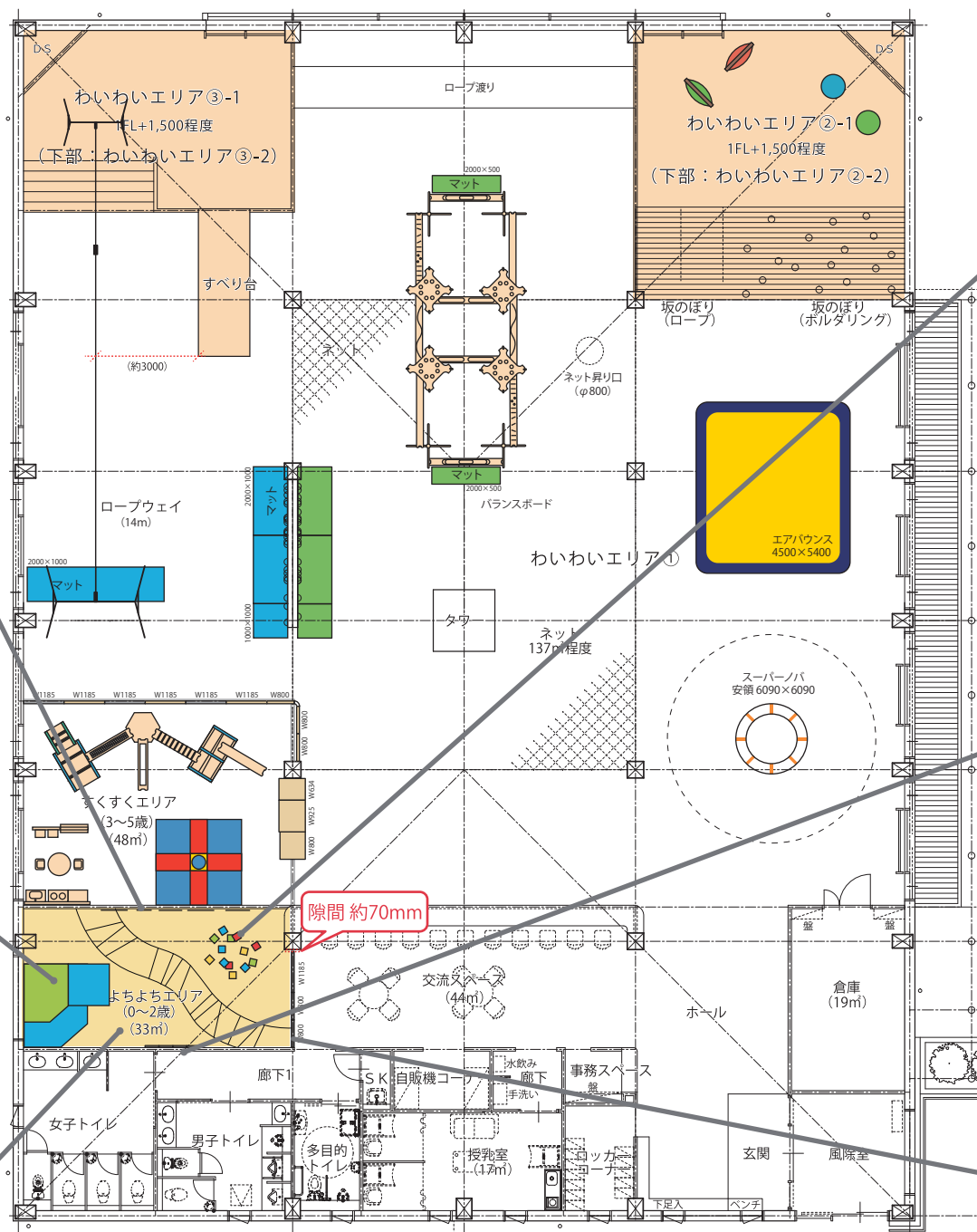
①ウォールデコ



②GEMINO+ 遊びの島



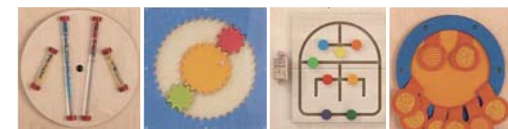
③ハイハイコース ※遊具工事



④ベビーブロック



⑤ワンダーパネル

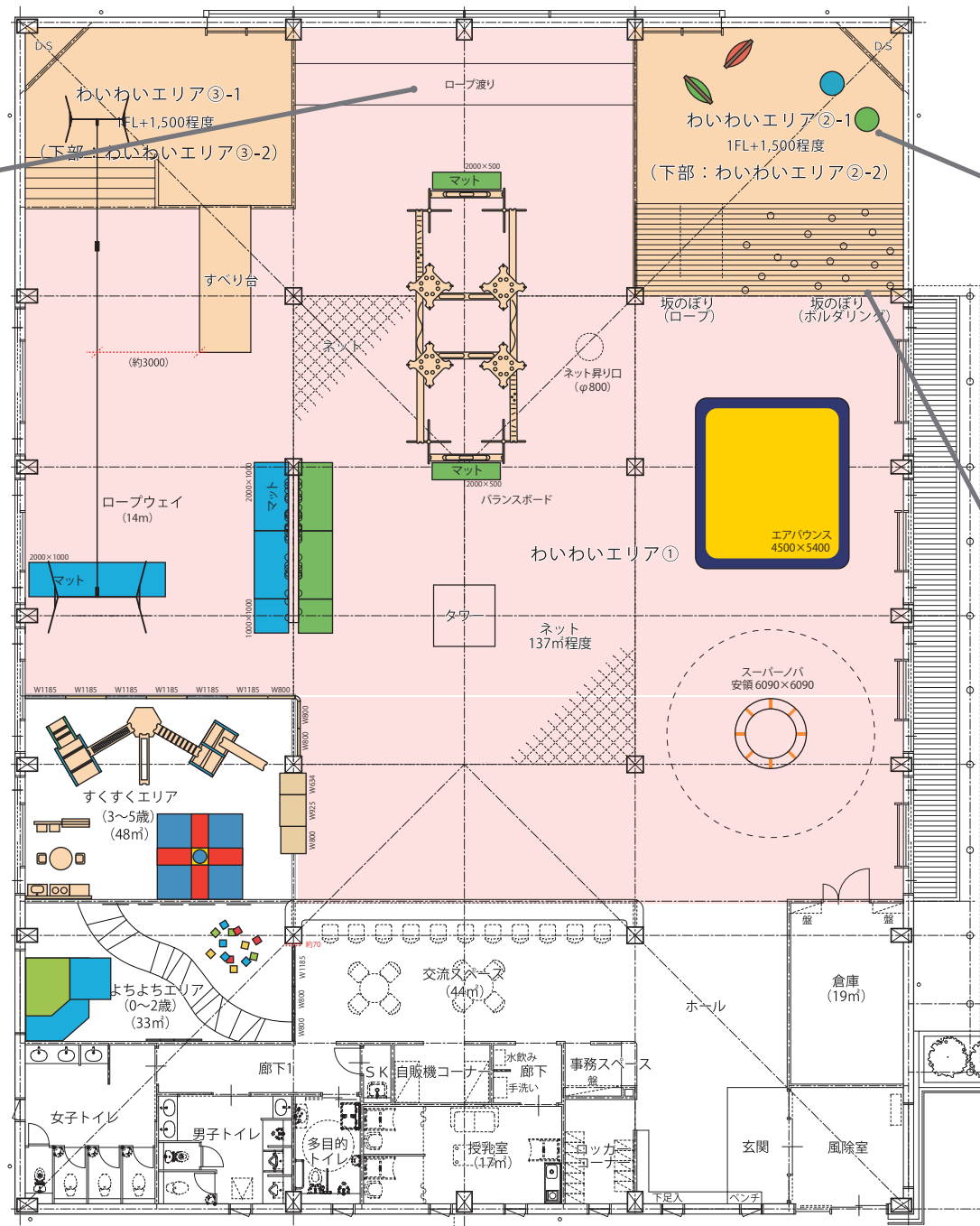


⑥プレイパーテーション

※柱との隙間が約70mm空いてしまいます。建築壁検討。



④ロープ渡りイメージ



⑤

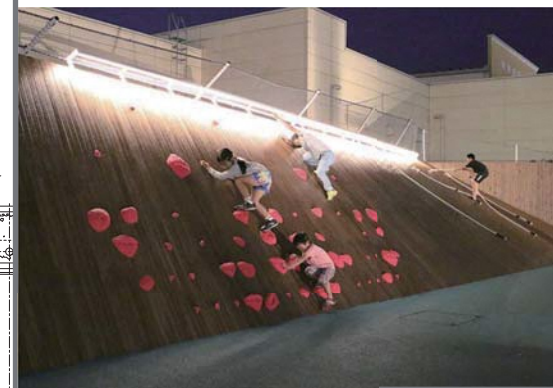
みのむし

ハンモックチェア



※みのむしは、
天井高最低2m必要です

⑥板のぼりイメージ ※建築工事

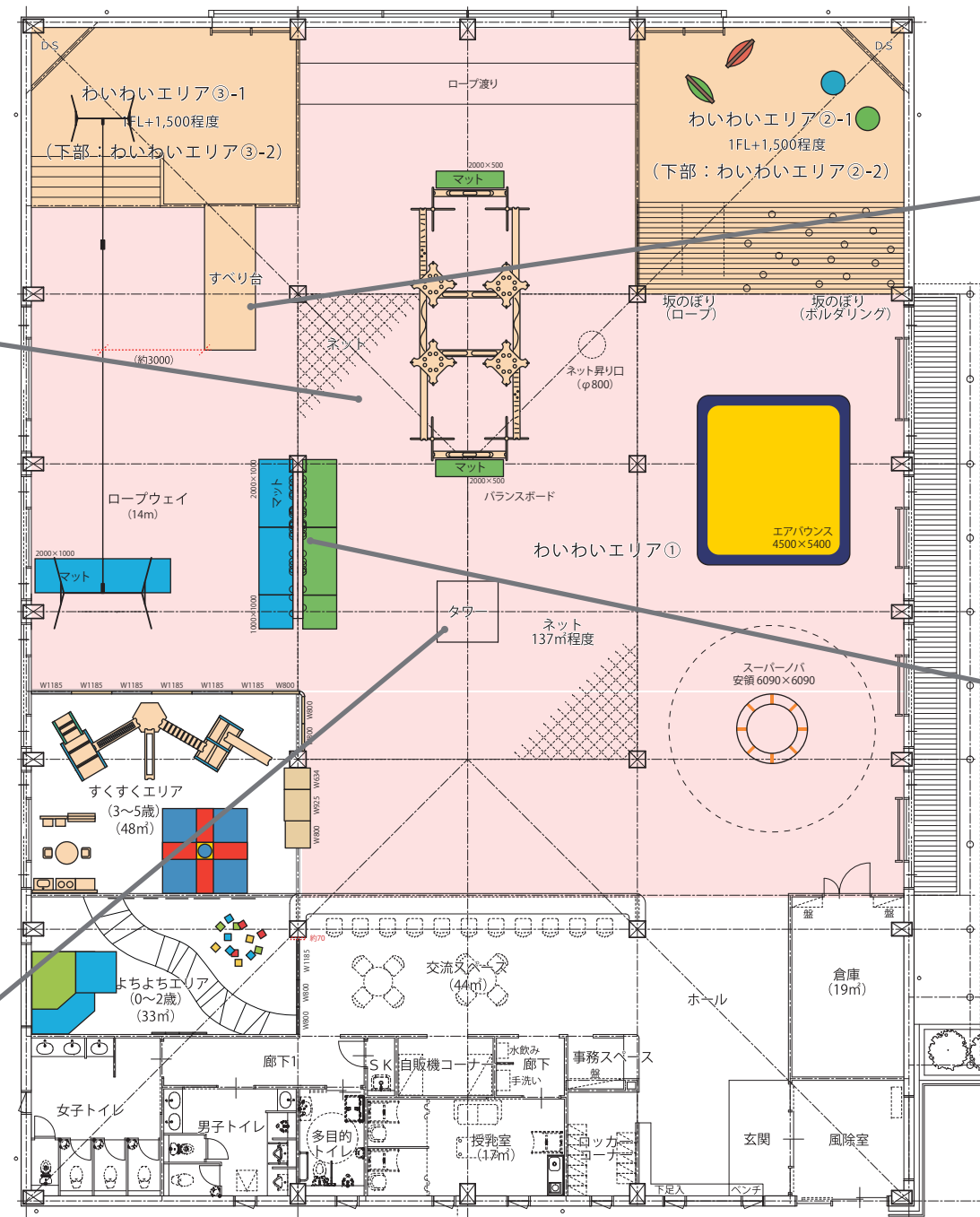


PROJECT	南相馬市小高区子どもの遊び場新築工事	DATE	2019.08.30	DRAWN BY		NO.	
SUBJECT	動線 平面計画案	SCALE	A3 1/200	CHECK			5/7

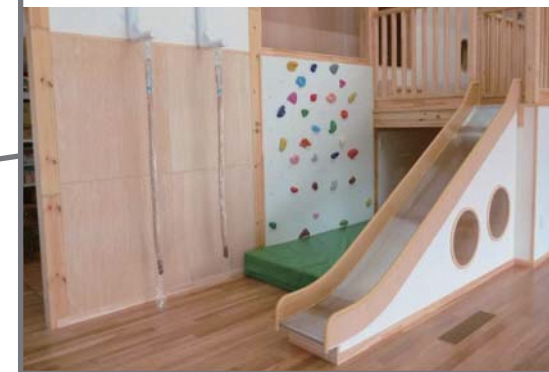
⑦ ネット遊具部分イメージ



タワー部分イメージ



⑧ すべり台部分イメージ



⑨ ボルダリングイメージ ※建築工事

→
大きい子用
H3000



↓ 小さい子用 H1670



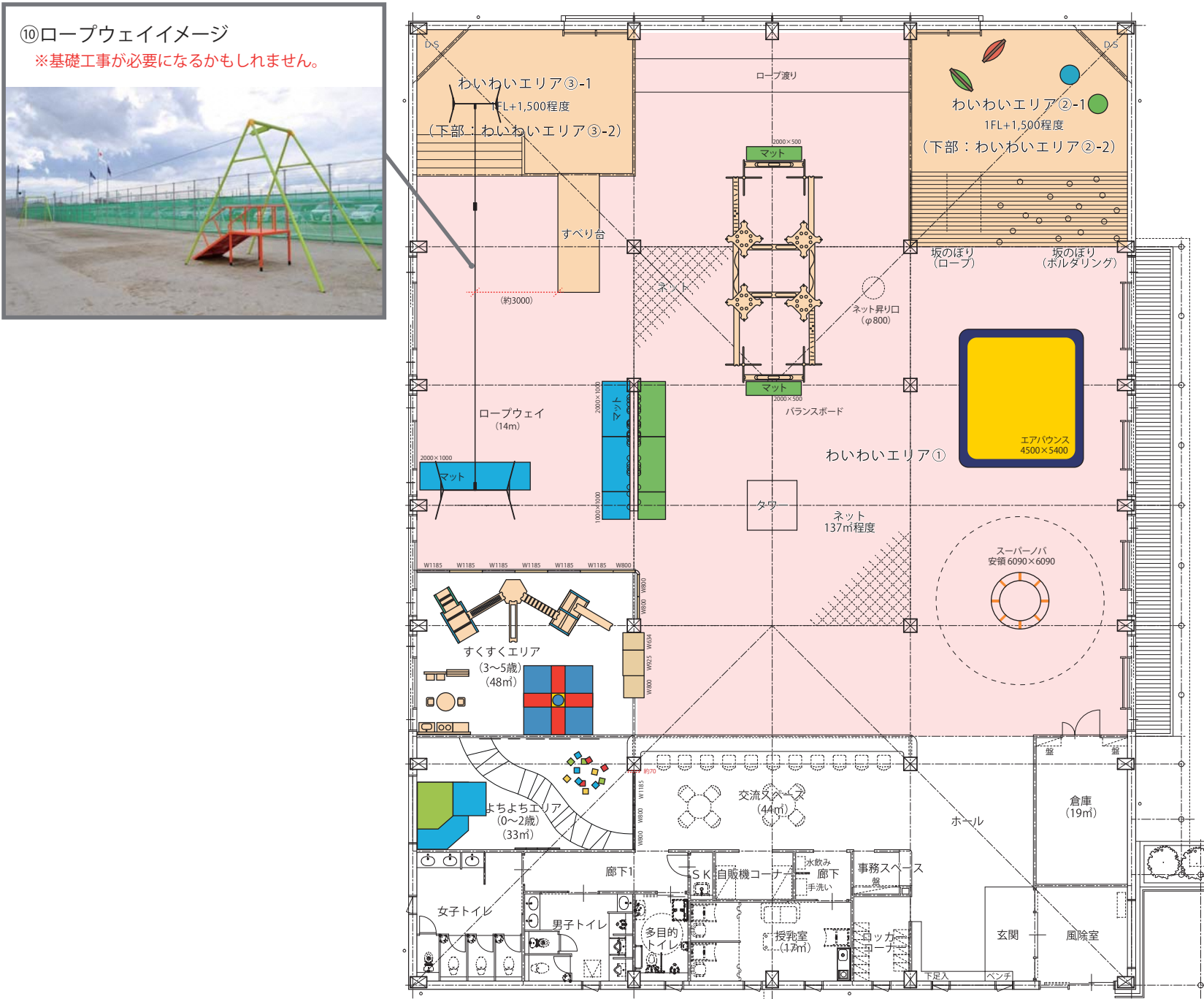
⑩ロープウェイイメージ

※基礎工事が必要になるかもしれません。

A photograph of a playground area. In the foreground, there is a large A-frame structure made of green metal poles. Attached to the frame is a red slide and a red platform with railings. The ground is a light-colored, sandy or gravelly surface. In the background, there is a green safety fence. Behind the fence, several cars are parked, and a flagpole with multiple flags is visible. The sky is overcast with grey clouds.

⑩ロープウェイイメージ

※基礎工事が必要になるかもしれません。

A photograph of a playground area. In the foreground, there is a large A-frame structure made of green metal poles. Attached to the frame is a red slide and a red platform with railings. The ground is a light-colored, sandy or gravelly surface. In the background, there is a green safety fence. Behind the fence, several cars are parked, and a flagpole with multiple flags is visible. The sky is overcast with grey clouds.

○南相馬市屋内遊び場条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、屋内において遊具等を通じた運動と多様な遊びの場を提供し、もって子どもの体力向上と健全育成を図るとともに、屋内遊び場の利用者（以下「利用者」という。）相互のコミュニケーションの促進を図ることを目的として、南相馬市屋内遊び場(以下「屋内遊び場」という。)を設置する。

（名称及び位置）

第2条 屋内遊び場施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 小高区子どもの遊び場

位置 南相馬市小高区関場一丁目1番地の1

（施設）

第3条 屋内遊び場施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

- (1) A棟 わいわいエリア、すくすくエリア、よちよちエリア、交流スペース
- (2) B棟 遊戯室1、遊戯室2、多目的室、交流スペース

（事業）

第4条 屋内遊び場施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊具等を通じた子どもの運動の場を提供すること
- (2) 玩具、図書等を通じた子どもの知育、発育を促進する場を提供すること
- (3) 子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施に関すること
- (4) 利用者相互のコミュニケーションの促進に関すること
- (5) その他屋内遊び場施設の設置の目的を達成するために必要な事業

（利用者の範囲）

第5条 屋内遊び場を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学生(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)以下の者及びその保護者
- (2) 子育てに資する活動、研修等を行い、又は行おうとする個人又は団体
- (3) その他市長が適当と認める者

（休館日）

第6条 屋内遊び場の休館日は、火曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第7条 屋内遊び場の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(利用の許可)

第8条 利用者のうち多目的室の全部又は一部を占有して利用しようとする者（以下「占有利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、屋内遊び場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(物品販売等の許可)

第9条 利用者のうち、屋内遊び場（敷地内を含む）において次に掲げる行為をしようとする者（以下「物品販売等希望者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他の屋内遊び場目的外利用に関する行為

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、占有利用者及び物品販売等希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項に定める利用及び前条に定める行為（以下「物品販売等行為」という。）を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備器具(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他管理に支障をきたすおそれがあるとき。

(目的外利用等の禁止)

第11条 占有利用者及び物品販売等希望者は、その許可を受けた目的以外の利用や物品販売等行為を行い、又はその利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、占有利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 利用の取消しを申し出たとき。
- (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。
- (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。

(原状回復の義務)

第13条 占有利用者は、多目的室の利用が終了したとき、又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設、設備等を原状に回復しなければならない。

2 占有利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を占有利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 指定管理者及び利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備等をき損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復

しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、指定管理者に屋内遊び場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第16条 市長は、指定管理者に屋内遊び場の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、屋内遊び場の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 屋内遊び場の管理及び運営に関する業務
- (2) 屋内遊び場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 屋内遊び場の利用許可等に関する業務
- (5) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (6) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、屋内遊び場の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 屋内遊び場の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 屋内遊び場の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第2条第1号で規定する個人情報。以下同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第19条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第24条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第20条 指定管理者は、次に掲げる基準により、屋内遊び場の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な屋内遊び場の運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

（協定の締結）

第21条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と屋内遊び場の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による屋内遊び場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第23条 市長は、屋内遊び場の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（指定の取消し等）

第24条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による屋内遊び場の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

（利用料金）

第25条 屋内遊び場の利用料金は無料とする。ただし、第8条第1項の規定により占有利用者が多目的室を占有して利用しようとする場合には利用料金を徴するものとする。

- 2 利用料金は基本利用料金及び特別利用料金とする。
- 3 前項に掲げる利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。
- 5 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

(利用料金の収入)

第26条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第27条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第28条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(行為の禁止)

第29条 屋内遊び場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を滅失し、損傷し、又は汚損すること。
- (2) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をすること
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけること
- (7) 危険な遊戯をし、又は公衆の利用に支障ある行為をすること
- (8) その他屋内遊び場の管理に支障をきたすおそれがある行為をすること

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当する者又はその恐れがある者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い等)

第30条 指定管理者及び屋内遊び場の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、南相馬市個人情報保護条例（平成18年南相馬市条例第23号）第10条に規定する受託者等の責務を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、屋内遊び場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第31条 第6条から第10条まで、第12条から第14条まで、第25条、第27条から第29条まで及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が屋内遊び場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第10条まで、第12条、第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第2項中「指定管理者及び市」とあるのは「市」と、第25条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「額とする」と、第26条から第30条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 センターの利用に係る申請その他利用のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、この条例の例により行うことができる。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

3 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例(平成１８年南相馬市条例第１２３号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表 (第 25 条関係)

1 基本利用料金

棟区分	施設区分	単位	利用料金（占有利用の場合に限る）
A棟	—	—	—
B棟	多目的室	1 時間	2 0 0 円

2 特別利用料金

種別	利用料金の額	
入場料徴収利用加算料	入場料の額が1,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の20に相当する額
	入場料の額が1,000円を超え2,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の30に相当する額
	入場料の額が2,000円を超え3,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の50に相当する額
	入場料の額が3,000円を超え5,000円以下の場合	基本利用料金の額の100分の80に相当する額
	入場料の額が5,000円を超える場合	基本利用料金の額の100分の100に相当する額
営利目的利用加算料	基本利用料金の額の100分の200に相当する額	
会場準備利用料金	基本利用料金の100分の50に相当する額	

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 2 利用時間を延長した場合の利用料金は、1時間当たりの利用料金の100分の120に相当する額とする。
- 3 「入場料徴収利用加算料」とは、入場料を徴収して利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。

- 4 「営利目的利用加算料」とは、営利を目的として、物品の販売、宣伝等に利用する場合に、基本利用料金に加算する額をいう。
- 5 「会場準備利用料金」とは、準備のために利用する場合の利用料金をいう。

○南相馬市屋内遊び場条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、南相馬市屋内遊び場条例(令和2年南相馬市条例第●●号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可等）

第2条 条例第8条第1項の規定により許可を受けようとする占有利用者は、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第1号）を、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の申請は、利用しようとする日の3月前から受け付けるものとする。

3 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、屋内遊び場の管理運営上支障がないと指定管理者が認めたときは、前項に定める期間の前においても利用の申請をすることができる。

(1) 市又は指定管理者が、主催又は共催する事業で利用するとき。

(2) その他指定管理者が特に認めるとき。

（利用許可証の交付）

第3条 前条の規定による申請を許可した場合には、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書（様式第2号）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、利用料金に不足が生じるときは、占有利用者は当該不足分を直ちに納付しなければならない。

（物品販売等の許可の申請）

第4条 条例第9条の規定により、同条各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、屋内遊び場物品販売等許可申請書（様式第3号。以下「物品販売等許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の物品販売等許可申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、屋内遊び場物品販売等許可書（様式第4号）を交付し、許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（利用許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、条例第12条の規定により、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、屋内遊び場多目的室利用（取消・制限・停止）決定書（様式第5号）により通知するものとする。

（利用料金の納入）

第6条 条例第25条の利用料金は、利用許可を受けると同時に納入しなければならない。利用許可を受けた後に利用の内容を変更し、利用料金を追加納入する場合も同様とする。

（利用料金の減免及びその手続）

第7条 条例第27条の規定による利用料金の減額又は免除は、次に掲げるところによる。

(1) 市、福島県又は国が利用する場合 全額

- (2) 幼稚園、保育園(所)、認定こども園又は小学校の長が幼児、児童の行事のために利用する場合 全額
 - (3) 個人又は法人その他の団体が、子どもの利用に供するための事業や行事に利用する場合 5割
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が認める額
- 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、屋内遊び場多目的室利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免)申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還)

第8条 条例第28条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げる場合とし、返還する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者において施設の管理上必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 既納の利用料金の全額
 - (2) 利用者の責めによらない理由により施設を利用できないとき 指定管理者が市長と協議して定める額
 - (3) 利用開始の日前10日までに利用の取り消しについて申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 全額
 - (4) 利用開始の日前10日までに許可事項の変更の申請があり、指定管理者の承認を受けたとき 変更部分に相当する額
- 2 前項の規定により利用料金の全部又は一部の返還を受けようとする者は、屋内遊び場多目的室利用料金返還申請書(様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(公募に明示する事項)

第9条 市長は、条例第16条の規定により指定管理者の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 屋内遊び場の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定の基準
- (9) その他市長が必要と認める事項

(指定申請書の提出等)

第10条 条例第18条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (選定結果の通知)

第11条 市長は、条例第18条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第12条 条例第21条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 屋内遊び場の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(市長による管理)

第13条 第2条、第3条、第5条から第8条まで、様式第1号、様式第2号、様式第5号及び様式第6号の規定は、指定管理者に代わって、市長が屋内遊び場の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第2条第1項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免）申請書（様式第1号。以下「利用許可等申請書」という。）」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用許可（変更承認・取消承認・使用料減免）申請書（様式第1号。以下「使用許可等申請書」という。）」と、「指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第3条中、「屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書（様式第2号）」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用許可（変更承認・取消承認・使用料減免決定）書（様式第2号）」と、第3条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「屋内遊び場多目的室利用（取消・制限・停止）決定書」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用（取消・制限・停止）決定書」と、第6条中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「利用」とあるのは「使用」と、第7条第2項中「利用許可等申請書」とあるのは「使用許可等申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第8条第1項第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、「利用」とあるのは「使用」と、同項第2号中「指定管理者が市長と協議して定める額」とあるのは「市長が定める額」と、同項第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「屋内遊び場多目的室利用料金返還申請書」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用料返還申請書」と、様式第1号中「屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消

承認・使用料減免)申請書」とあるのは「屋内遊び場使用許可(変更承認・取消承認・使用料減免)申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第2号中「屋内遊び場多目的室利用許可(変更承認・取消承認・利用料金減免決定)書」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用許可(変更承認・取消承認・使用料減免決定)書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号中「屋内遊び場多目的室利用(取消・制限・停止)決定書」とあるのは「屋内遊び場多目的室使用(取消・制限・停止)決定書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第6号中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 条例附則第2項の規定により条例の施行により前に行われる準備行為は、この規則により行うことができる。

申請者住所
氏 名
所属団体名
代表者氏名
連絡先 電話番号

氏名 様

印

1	利用目的		事業・行事名		※ 利用 料金	
2	利用区分					
3	入場料徴収の有無	有（ 円） ・ 無				
4	利用日時	年 月 日 時 分～ 時 分			時間	円
		年 月 日 時 分～ 時 分			時間	
		年 月 日 時 分～ 時 分			時間	
5	入場予定人員	大人 人・子ども 人・計 人				
6	その他参考事項					
利用料金		円	減免後の 利用料金	円	納入月日	年 月 日

- 1 利用の際は、この許可書を提示すること。
- 2 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- 3 収容人員を超えて入場させないこと。
- 4 許可を得ないで火気を使用しないこと。
- 5 施設及び附属設備等を損傷し、又は汚損する行為をしないこと。
- 6 所定の場所以外での飲食及び喫煙はしないこと。
- 7 利用許可を受けていない施設を使用しないこと。
- 8 許可を得ないで、屋内遊び場の建物及び施設内で物品販売や寄附の勧誘等を行わないこと。
- 9 事前に非常口及び避難経路を確認し、非常の際入場者を安全に避難誘導すること。
- 10 入場者の安全確保に十分配慮すること。
- 11 非常口、消火設備の周辺に物を置かないこと。
- 12 その他係員の指示に従うこと。

年 月 日

屋内遊び場物品販売等許可申請書

南相馬市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、屋内遊び場において物品販売等の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称									
利用施設名									
目的 外 利用 の 行 為	利用日時	自：	年	月	日	(曜日)	時	分	から
		至：	年	月	日	(曜日)	時	分	まで
	行為場所								
	行為目的								
	行為責任者	住所							
		氏名							
	行為内容								
備考									

備考 多目的室で物品販売等を行う場合は、屋内遊び場多目的室利用許可（変更承認・取消承認・利用料金減免決定）書を添付してください。

第 号
年 月 日

屋内遊び場物品販売等許可書

氏名

南相馬市長



年 月 日付けで申請のあった屋内遊び場における物品販売等については、次のとおり許可します。

事業(催物)名称		
利用施設名		
目的外利用の行為	利用日時	自： 年 月 日 (曜日) 時 分 から 至： 年 月 日 (曜日) 時 分 まで
	行為場所	
	行為目的	
	行為責任者	住所
		氏名
	行為内容	
	備考	

第 号
年 月 日

屋内遊び場多目的室利用(取消・制限・停止)決定書

氏名

指定管理者



次のとおり、屋内遊び場多目的室の利用(取消・制限・停止)を決定します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自：	年 月 日 (曜日)	時 分 から
	至：	年 月 日 (曜日)	時 分 まで
	自：	年 月 日 (曜日)	時 分 から
	至：	年 月 日 (曜日)	時 分 まで
	自：	年 月 日 (曜日)	時 分 から
	至：	年 月 日 (曜日)	時 分 まで
取消・制限・停止 の理由			
利用料金	円		

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

屋内遊び場多目的室利用料金返還申請書

指定管理者

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、屋内遊び場多目的室利用料金の返還を申請します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用目的			
利用施設			
許可を受けた内容	自： 年 月 日（ 曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（ 曜日）	時 分 まで	
	自： 年 月 日（ 曜日）	時 分 から	
	至： 年 月 日（ 曜日）	時 分 まで	
変更(取消) の内容	変更前		
	変更後		
変更(取消)の理由			
利用料金		円	
既納利用料金		円	
変更後利用料金		円	
返還額計		円	
備考			

- 1 利用許可書を添付してください。
- 2 太枠の中のみご記入願います。

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

南相馬市屋内遊び場条例第17条第1項の規定に基づき、屋内遊び場の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

（添付書類）

- 1 管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 4 団体の経営状況等を説明する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類